

議案第26号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
					(定義)

<p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「被保険者等負担金」とは、社会保険各法その他の法令（介護保険法及びこれに基づく命令を除く。以下「社会保険各法等」という。）の規定により被保険者等が負担することとなる費用（入院時の生活療養に係る費用及び入院時の食事療養に係る費用並びに社会保険各法等以外の要綱、要領等の規定により、国又は地方公共団体の負担に関する給付が行われる場合においては、当該給付の額に相当する額を除く。）をいう。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「被保険者等負担金」とは、社会保険各法その他の法令（介護保険法及びこれに基づく命令を除く。以下この項において「社会保険各法等」という。）の規定により被保険者等が負担することとなる費用（入院時の生活療養に係る費用及び入院時の食事療養に係る費用並びに社会保険各法等以外の要綱、要領等の規定により、国又は地方公共団体の負担に関する給付が行われる場合においては、当該給付の額に相当する額を除く。）をいう。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
---	--

(3) 別表第4号及び第5号に掲げる者に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額（その額が被保険者等負担金の額から一部負担金の額に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額を超えるときは、当該2分の1に相当する額）

(4) 別表第6号に掲げる者に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額

(一部負担金)

第4条 略

(法令等による給付の優先)

第5条 医療費が社会保険各法等の規定による医療に関する給付その他国又は地方公共団体の負担による給付の対象となる場合は、当該給付は第3条第1項の市町村の助成に優先する。

(3) 別表第4号から第6号までに掲げる者に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額（その額が被保険者等負担金の額から一部負担金の額に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額を超えるときは、当該2分の1に相当する額）

(一部負担金)

第4条 略

(規則への委任)

第6条 略

別表 (第3条関係)

(1)～(5) 略

(6) 児童

(規則への委任)

第5条 略

別表 (第3条関係)

(1)～(5) 略

(6) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定、第4条の次に1条を加える改正規定、第5条の改正規定及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。